

経理担当者のための 法定調書の作成事務Q&A

平成24年1月31日(火)は、平成23年分の法定調書(支払調書・源泉徴収票等)の提出期限です。法定調書の作成事務についての基本的事項・注意点をまとめました。

Q1 提出が必要な法定調書について教えてください。

A1 会社や個人事業主など(以下、会社等)が給与や特定の報酬・料金などを支払った場合、その支払先や報酬・料金等の内容、支払金額などを記載した源泉徴収票や支払調書などの書類(法定調書)を作成し、税務署に提出しなければなりません。

税務署は、提出された法定調書をもとに、支払先の収入金額を把握することになるため、誤った記載があると、支払先の申告内容に疑義が生じるおそれがありますので、作成にあたっては注意が必要です。

一般に、1月31日までに提出しなければならない法定調書は、表1に掲げた6種類です。

※法定調書は、書面の他、電子申告や光ディスク等による提出が可能です。

表1 法定調書の種類と提出範囲

法定調書	提出義務者	提出範囲
給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書	給料、賃金、賞与などの給与等を支払った企業等	※表2参照
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	退職手当等(社会保険の退職一時金などを含む)を支払った企業等	法人役員のすべて
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	以下のような報酬・料金等を支払った企業等	—
	書籍の出版等にかかる印税や原稿料 税理士、社会保険労務士、弁護士等の報酬 セミナーなどの講演料 工業所有権の使用料 など 生命保険の販売員等の外交員報酬 など	同一人に対する平成23年中の支払金額(以下、支払金額)が5万円超 支払金額が50万円超
不動産の使用料等の支払調書	家賃や地代、駐車場などの不動産の使用料等を支払った法人と不動産業である個人(賃貸借の仲介代理を主な事業目的とする者を除きます。以下、同じ)	支払金額が15万円超 ※法人に支払う不動産の使用料等については、権利金、更新料のみが対象になります。
不動産の譲受けの対価の支払調書	土地や建物などの不動産等の購入などによりその対価を支払った法人と不動産業である個人	支払金額が100万円超
不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書	土地や建物などの不動産等の売買や貸付を行って、不動産業者に仲介手数料などを支払った法人と不動産業である個人	支払金額が15万円超

※法定調書の提出範囲の詳細は、国税庁「平成23年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/tebiki2011/index.htm>

Q2 法定調書の作成手順について教えてください。

A2 法定調書は、会計帳簿などから支払先ごとに平成23年中の支払金額を抽出し、集計してください。支払先ごとに、次のルールで集計した1年間の支払金額の合計により提出が必要かどうかを判定します。

- ①支払金額は原則として平成23年中に支払いの確定したものを消費税等の額を含めて記載します。
- ②未払いの金額がある場合はその金額を支払金額欄に内書きします。

Q3 それぞれの法定調書について注意すべき点がありますか。

A3 各法定調書ごとに、それぞれ次のような注意点があります。

(1) 給与所得の源泉徴収票・支払報告書

給与所得の源泉徴収票はすでに年末調整において作成されています。その作成されたものから提出が必要なものを抽出します。

1年間に支払った給与のすべて（年末調整をしなかったものを含む）を対象に支払金額や甲欄、乙欄の区分などに従い、従業員ごとに提出の要否を判定します。（表2参照）

表2 給与所得の源泉徴収票の提出範囲

受給者の区分		平成23年中の給与等の支払金額
年末調整済分	法人の役員（顧問、相談役などを含む） ※平成23年中に役員を退任した者を含む	150万円超
	弁護士、司法書士、税理士など	250万円超
	上記以外の人	500万円超
年末調整未済分	扶養控除申告書を提出した人 平成23年中に退職した人や災害により被害を受けたため給与所得に対する所得税の源泉徴収の猶予を受けた人	250万円超 (法人の役員は50万円超)
	主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった人	全部
	扶養控除等申告書を提出しなかった人 (源泉徴収税額表の月額表または日額表の乙欄もしくは丙欄の適用者等)	50万円超

ここに注意!

「給与所得の支払報告書」は、その受給者（社員など）の住所地の市区町村に提出します。

(2) 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

平成23年中に役員に支払うことが確定した退職手当等は支払金額に関わらず、すべて提出が必要になります。

ここに注意!

平成23年中に株主総会等で支払いが確定した退職手当等で未払いとなっているものも含まれます。「退職所得の特別徴収票」は、その受給者（社員など）の住所地の市区町村に提出します。

表3 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の様式変更箇所

平成 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

税務署受付印		平成 年 月 日提出	事業種目	整理番号	署番号
提出者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 (フリガナ) 代表者氏名印	電話 (- -)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無分=4	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 遺受 6 解雇	提出用
	作成実任者 自署押印				提出する調書 提出原本欄に
	作成税理士 署名押印	電話 (- -)			

(3) 報酬・料金等(報酬、料金、契約金、賞金)

支払調書の作成対象となる報酬料金を法人や個人に支払った場合に、1年間の支払金額が提出範囲に該当するときは、源泉徴収税額が生じているか否かに関わらず、支払調書を作成し、提出しなければなりません。

ここに注意!

行政書士に支払う報酬は、この報酬・料金等に該当しません。司法書士に支払う報酬に登録免許税や印紙税が含まれている場合、それらの金額を除いた金額が司法書士の報酬になります。

(4) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

以上の6種類の法定調書のほかに、これらの法定調書を集計した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」も一緒に提出する必要があります。

「調書の提出区分」欄などが追加され、様式が改定されていますので、記載漏れに注意してください(表3参照)。

ここに注意!

合計表には、提出が必要な法定調書だけでなく、提出が不要とされる法定調書分も含めて報酬等ごとに支払金額の合計金額を集計し、記載します。

Q4 作成した法定調書は支払先に送る必要はありますか。

A4 法定調書のうち、給与所得の源泉徴収票と退職所得の源泉徴収票については、支払先（社員など）へ交付しなければなりません。他の報酬等の法定調書は支払先に交付する必要はありませんが、確認等のために交付することは有効かもしれません。